

意見書

家族従業員の人権保障のため所得税法第56条の見直しを求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。その中小業者を支えている家族従業員の「働き分（自家労賃）」は税法上、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない（条文要旨）」により必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業員はこのわずかな控除が所得と見なされるため、社会的にも経済的にもまったく自立できない状態となっています。家業を手伝いたくても手伝えないことが後継者不足に拍車をかけています。

税制上では、青色申告をすれば給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色申告と差をつける制度 자체が矛盾していると言わざるを得ません。

ドイツ・フランス・アメリカなどの世界主要国では自家労賃を必要経費として認め、家族従業員の人格・人権、労働を正当に評価しています。日本でも税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障を確立する上でも、所得税法第56条の見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日

広陵町議会

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様

財務大臣 藤井裕久 様